

令和4年12月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

議案第140号	福島市保育士等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定の件	2頁～
議案第128号	令和4年度福島市一般会計補正予算（第11号）	4頁～
議案第147号	令和4年度福島市一般会計補正予算（第12号）	5頁～

こども未来部

議案第140号 福島市保育士等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定の件

幼稚園・保育課

【議案書69頁】

1 条例(一部改正)の趣旨

福島市保育士等奨学資金借入者の就労対象施設拡充の為、所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

保育士等の養成施設等に修学し、将来市内の保育所等において保育士等として勤務する意思を有する者に対して、保育士等奨学資金を貸し付け、その修学を支援するための制度を定めるもの。

3 条例改正の主な内容

市内の認可保育施設及び幼稚園のみとされている就労対象施設に、保育士の配置を求められる他の児童福祉施設等を加える。

4 条例の施行日

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所等 次のアからオまでに掲げる施設をいう。 ア～オ (略) カ <u>法第40条に規定する児童厚生施設</u> キ <u>法第41条に規定する児童養護施設</u> ク <u>法第42条に規定する障がい児入所施設</u> ケ <u>法第43条に規定する児童発達支援センター</u> コ <u>法第43条の2に規定する児童心理治療施設</u> サ <u>法第59条の2の規定により届け出をした認可外保育施設</u> シ <u>その他市長が認める施設</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所等 次のアからオまでに掲げる施設をいう。 ア～オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

<対象施設>

改正後	改正前
<p>公立保育所・認定こども園14施設、市立幼稚園10施設、私立保育所34施設、 私立認定こども園12施設、地域型保育事業所22施設、私立・国立幼稚園13施設、 <u>児童厚生施設5施設、児童養護施設3施設、福祉型障害児入所施設1施設、福祉型児童発達 支援センター15施設、医療型児童発達支援センター1施設、認可外保育施設34施設</u></p> <p>合計164施設</p>	<p>公立保育所・認定こども園14施設、市立幼稚園10施設、私立保育所34施設、 私立認定こども園12施設、地域型保育事業所22施設、私立・国立幼稚園13施設</p> <p>合計105施設</p>

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
16	3	2	2	公立保育所運営費	5,705	-	-	-	5,705	1. 目的 教育・保育施設運営費において原油価格高騰に対応するため。 2. 内容 原油価格の高騰に伴って電気代、ガス代、燃料費等の価格も高騰しているため、光熱費及び燃料費の今年9月までの実績に10月以降の価格高騰分を加味し、積算した結果、不足額を補正をするもの。
16	3	2	2	市立認定こども園運営費	3,257	-	-	-	3,257	
21	10	5	1	幼稚園総務運営費	2,816	-	-	-	2,816	
対象施設数・補正額内訳						単位：千円				
施設区分		施設数	当初予算額	見込み額	補正額					
公立保育所		11	18,389	24,094	5,705					
市立認定こども園		3	8,419	11,676	3,257					
市立幼稚園		10	7,366	10,182	2,816					
合計		24	34,174	45,952	11,778					

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
11	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	こどもの安心・安全対策 推進事業費 (総合経済対策)	3,600	2,000	-	-	1,600	1 目的 児童施設における安心・安全対策の強化を図る。 2 内容 (1) 送迎車両への安全装置設置 ①認可外保育施設へ補助：2施設（3台） → 540千円 ・補助額：1台あたり180千円（財源：国10/10） ②放課後児童クラブへ補助：8施設（20台） → 3,600千円 ・補助額：1台あたり180千円 （財源：国5/9、一般財源4/9） (2) こども見守りGPSタグの導入 ①私立幼児教育・保育施設への補助 → 15,520千円 1) 対 象：97施設 保育所34、認定こども園7、地域型保育事業22、 認可外保育施設34 2) 補助額：1施設160千円（事業費200千円×補助率4/5） 3) 財 源：国3/4、一般財源1/4 （事業費の 国3/5、市1/5） ②公立幼児教育・保育施設への導入 → 4,800千円 1) 対 象：24施設 保育所11、認定こども園3、幼稚園10 ※幼稚園分は教育費に計上。 2) 事業費：1施設200千円（財源：国3/5、一般財源2/5） (3) 登園管理システムの導入 ①私立保育所等への補助 → 36,800千円 1) 対 象：46施設 保育所28、認定こども園6、地域型保育事業12 2) 補助額：1施設800千円 （事業費1,000千円×補助率4/5） ②認可外保育施設への補助 → 16,800千円 1) 対 象：30施設 2) 補助額：1施設560千円（事業費700千円×補助率4/5） 【①②共通】財源：国3/4、一般財源1/4 （事業費の国3/5、市1/5）
12	3 民生費	2 児童 福祉費	2 児童 措置費	こどもの安心・安全対策 推進事業費 (総合経済対策)	72,460	54,060	-	-	18,400	
24	10 教育費	5 幼稚園 費	1 幼稚園費	こどもの安心・安全対策 推進事業費 (総合経済対策)	2,000	1,200	-	-	800	

※年度内の事業完了が困難であるため、全額を限度額として「繰越明許費」を計上する。

こどもの安心・安全対策推進パッケージ

こどもの安心・安全対策を強化するため、送迎車両への安全装置設置、見守りGPSタグ、登園管理システムの導入を支援し、安全を守るための万全の対策を講じるとともに、保護者の不安解消を図ります。

<b style="color: blue;">I：送迎車両への安全装置設置 ①設置が義務化される児童施設 (市は認可外保育施設に補助) <small>※幼稚園等は県が補助します</small> <b style="color: red;">1台あたり18万円を上限に支援 ②設置が任意の施設 (放課後児童クラブに補助) <b style="color: green;">国基準10万円に市独自に8万円を加え、 1台あたり18万円を上限に支援	<b style="color: blue;">II：こども見守りGPSタグの導入 園外活動などの際に有効なGPS タグの導入を支援します。 ①私立児童施設 (保育所、認定こども園等) <b style="color: red;">1施設あたり16万円を上限に支援 <<費用の上限20万円 補助率4/5>> ②公立児童施設 (保育所、認定こども園、幼稚園) <b style="color: red;">各園に導入	<b style="color: blue;">III：登園管理システムの導入 登降園の一元管理が効率的に行 える管理システムの設置を支援 します。 ①私立児童施設 (保育所、認定こども園等) <b style="color: red;">1施設あたり80万円を上限に支援 <<費用の上限100万円 補助率4/5>> ※公立児童施設は、R2に設置済み
--	--	---

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
12	3 民生費	2 児童 福祉費	2 児童 措置費	出産・子育て応援 交付金事業費	237,000	158,000	39,500	-	39,500	<p>1. 目的 核家族化、地域のつながりの希薄化に加え、長引くコロナ禍により、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくない現状から、妊娠期から出産・育児期まで一貫して身近な関係で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させる。併せて、経済的支援を一体として実施することで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりの一助とする。</p> <p>2. 内容 (1) 伴走型相談支援の拡充 ①妊娠届出時 ②妊娠8ヶ月ごろ（拡充） ③産後2カ月ごろまでの全戸訪問</p> <p>(2) 対象者 ①基準日までに既に出産された方（1,200人） ②基準日時点で妊娠されている方（1,200人） ③基準日以降に妊娠届出された方（450人） ④基準日以降に出生届出された方（450人） ※①は令和4年4月1日以降の出産が対象 ※基準日は令和5年1月を予定 ※所得制限なし 対象者数 延べ3,300人</p> <p>(3) 給付内容 妊娠届出後：妊婦に対し5万円を現金給付 出生届出後：養育者に対し子ども1人あたり5万円を現金給付</p> <p>(4) 給付方法 【当初支給対象者(上記①②)】 案内通知発送(1月下旬) → 申請受付(電子or郵送) → 随時支給 【通常支給対象者(上記③④)】 妊娠・出生届出後の面談の際に申請案内 → 随時支給</p>

出産・子育て応援交付金

補正額：237,000千円

妊娠期から出産・育児期までの妊婦・子育て家庭に寄り添い、伴走型相談支援の実施とともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦・子育て家庭に対して経済的支援を併せて行うことで、安心して出産・子育てができる環境づくりを行います。

妊娠届出後の給付

給付金額：妊婦1人あたり5万円
(R4.4月～基準日までに出産された方も対象)

出生届出後の給付

給付金額：子ども1人あたり5万円
(R4.4月～基準日までに出生された方も対象)



(スケジュール) ※変更になる場合があります。

対象の方	申請方法	R5.1月	2月	3月	4月以降
①基準日(1月を予定)までに既に出産された方	事業開始後速やかに案内を送付(かんたん申請等で受付)	1月下旬通知発送	①の方 10万円給付	以降随時支給	支援継続予定
②基準日(1月を予定)時点で妊娠されている方		2月上旬支給日	②の方 5万円給付		
③基準日(1月を予定)以降に妊娠届出された方	妊娠届出・出生後に実施する面談時に申請を受け付け	基準日以降面談時に受付	申請の翌月に支給	以降随時支給	支援継続予定
④基準日(1月を予定)以降に出生届出された方			③④の方それぞれ5万円給付		